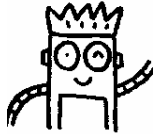


## 国会は、どんな仕事をするの



法律を定める、ないかくそうりだいじん内閣総理大臣を指名する、予算を決める、しょうにん条約を承認するなどの仕事だよ。

### 法律を定める

国会議員または内閣が提出した法律案を、法律として成立させるか、成立させないかを定める仕事です。しゅうぎいん衆議院とさんぎいん参議院の間で、議決した内容がちがった場合は、衆議院が議決したほうを通させることができます（衆議院のゆうえつ優越）。

### 内閣総理大臣を指名する

内閣がそうじしょく総辞職（全員がやめること）した場合、国会は新しい内閣総理大臣を、国会議員の中から指名します。衆議院と参議院で、指名の議決がちがったときには、衆議院が指名した人が、内閣総理大臣になります。

### 予算を決める

予算とは、国の1年間（毎年4月1日からよくねん翌年3月31日までの1会計年度）のしゅうにゅう収入（さいにゅう歳入）とさいしゅつ支出（さいしゅつ歳出）の見積もりのことです。内閣が提出した予算案を、衆議院が先に議決し、その後で参議院が議決します。

### 条約を承認する

内閣が任命したぜんけんいいん全権委員が、外国と結んだ条約を、内閣がひじゅん批准（かくにん最終的な確認）するとき、原則として批准の前に、国会の承認を受けなければなりません。

### 弾劾裁判所を設ける

仕事上のいはん義務に違反するなどして、さいばんかん裁判官として適当でない、と疑われた裁判官を、やめさせるかどうか決める弾劾裁判所を、設けることができます。